議案名	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
制定趣旨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものです。
制定内容	令和6年12月2日から「被保険者証」が廃止されることから、 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の市町村の処理する事務について「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。 規約の変更には地方自治法で「関係地方公共団体の議会の議決を 経なければならない」と規定されています。
施行日	令和6年12月2日

## 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

新	旧
別表第1 (第4条関係)	別表第1 (第4条関係)
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u> の引渡し 3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務